

第8回 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会

議事概要

日 時：2007年7月31日（火）15:00～17:00

場 所：都道府県会館 408会議室

出席者：大槻茂、金谷裕弘、小村隆史、中瀬憲一（代理：長棟防災企画局長）、中邨章、野口和彦、兵谷芳康各委員

議事概要：

- 平素からの取組（ハード整備、24時間体制、危機管理基本指針の作成）について（事務局から、資料2に沿って説明。）

【委員意見】

- ① 一般製品が使う人に配慮して作られているように、自治体の組織の規模やレベルに合わせた、使いやすいハード設備にする必要がある。実効性を担保するには、立ち上げが容易であるとか、主要な機能以外の部分にも配慮されているといったことが必要。
- ② ハード面は情報のインプット機能が多いが、判断やチェックを行う機能が必要。
- ③ 高層階にセンターを配置すると、停電時等に問題がある。利用頻度の高いものが優先されるであろう低層階に配置する場合は、普段どう使うかを考えなければならない。別棟にするのは非常に良い考え方。
- ④ センターを普段から有効に活用するためには、机を固定しない、通常の会議室にも適した機能の整備、シンプルな立ち上げ作業、等に配慮するとよい。
- ⑤ センターには、広い机、（地図が貼れる）ホワイトボード、十分な移動スペース、館内放送、ハイテクが使えない時の手動設備などが求められる。
- ⑥ 組織の規模が大きくなると情報量、作業量は飛躍的に増えるので、市町村、都道府県、国等の規模別にセンターの仕組みを考えた方がよい。また、都道府県の本部は部局単位をベースにして組織が編成されることが多いので、そのことを意識した提案ができればいい。
- ⑦ 予算やスペースの制約がある中でセンター機能を持つ施設を整備することを考えると、最低限の要件として、(1)人が集まって安全に活動でき、(2)情報連絡ができ、(3)一定規模の人が長時間作業できることくらい。その次に、望ましい機能を考えていく。
- ⑧ 危機管理センターについて、47都道府県の整備状況、耐震化、代替施設、平常時の活用方法、迅速な立ち上げのための方策、ローテクの配備等、調査してほしい。
- ⑨ 対策を行うためにどんな機能が必要かを抽出した上で、ハード整備とソフト対策との組み合わせを選択できれば自治体としても取り入れやすい。
- ⑩ 兵庫県では、疾病対策等幅広く危機管理の担当課長を待機宿舎に居住させている。
- ⑪ 24時間緊急参集体制の整備は進んでいるが、地震等で参集がかかっても職員が出てこないという事例が過去に起きている。原因等を精査する必要があるのではないか。
- ⑫ 兵庫県の危機管理指針の位置付けとしては、まず指針を策定し、それを元に各事象別のマニュアルを作成することとしている。想定外の事象が発生した場合、指針にある基本的なスキームにより対応することとし、全事象をカバーできるようにしている。
- ⑬ 危機においてマニュアルを有効活用するためには、訓練との兼ね合いもあるが、その位置付けを整理した上で、簡略化したものも作成しておく必要があるのではないか。

- 「危機管理基本指針参考モデル」骨子（案）について
（事務局から、資料３に沿って説明。）

【委員意見】

- ① 想定していない危機事案に対応できるようにすることを明確にしてもらいたい。
- ② できれば先進的なものを作りたい。危機管理のレベルとして、生命、身体及び財産の保護だけでなく社会生活の維持、不安の払拭などを目標にしたいと考えている。ただ、対応の優先順位について住民と行政の間で了解をとり、明確にしておく必要がある。
- ③ ＩＳＯでは、ＯＣＰ（Operational Continuity Plan）という、各種災害時に防災業務を確実に継続できることを担保するための仕組みがあるが、こういったところまで多少目配せしたほうがいい。自治体のレベルに応じて段階を示すというものもある。
- ④ 活動の記録、外部の専門家との連携については必要。また、維持レベルの目標設定について議論が必要ではないか。
- ⑤ 記録された情報を元に先回りして手を打つことが必要で、記録のための記録になってはいけない。
- ⑥ 応急対策の記録は、議会对応や事後検証、計画の改定において非常に役立つ。
- ⑦ 総則の「指針の検証と見直し」についてはＰＤＣＡをどう回すかということになるが、目標設定をした上で対応を積み上げていくようにすべき。ただ、現実に震度〇で死者〇人はいいいとはいいにくい。一自治体ではなく、現在の社会・技術レベルに照らし、学会や国において防災力の十分性を検証できるモデルを検討した方がよいのでは。
- ⑧ 応急対策の章の３番目に体制が立ち上がってからということで情報収集が出てくるが、体制立ち上げの前に危機ということを認識する段階で情報収集があるのでは。
- ⑨ 今後、組織の機能について検討する際は、ＩＣＳ等既存の概念との照らし合わせが必要になってくると思われる。
- ⑩ 危機に対応する現場の職員への権限移譲について触れておくべきであり、そうしないとあらかじめ割り振られた役割の中でしか行動しないということがでてくる。

- 人材育成・確保のあり方（研修の充実、人事交流、人事面の工夫等）について
（事務局から、資料４に沿って説明。）

【委員意見】

- ① 職員のパブリシティ（マスコミ対応）研修は非常に重要。
- ② 危機管理は都道府県だけでは動かず、市町村との連携が必要。ただ、市町村の職員は、首長の理解がないとなかなか動かないところ、首長向け研修の充実が必要であり、市町村長が研修を受ける仕組みが構築できないか検討してもらいたい。
- ③ 危機管理の人事施策については、(1)外部の人材を活用する仕組み、(2)同じ部署に長く所属する者も評価する仕組み、(3)職員が自分から動く姿勢を身に付けさせる教育、(4)首長に対する危機管理教育、の４点が必要。
- ④ 危機管理全般に関わる標準カリキュラムを制度化することはあまりに幅が広く、かなり難しい。防災等個別の分野では進んでいるところ、標準化まではいかなくても共通的なものをまず考えていくという余地はある。
- ⑤ 首長に義務づけというのは厳しいが、各都道府県が自主的に指針等で幹部が講習を受けることを定めることはできるのではないか。

- ⑥ 現実には首長はなかなか研修に出て行けないので、地域別とかでこちらから出前講座をしていく取組が必要なのではないか。
- ⑦ 危機管理のスペシャリストを育成することは大切だが、現実的には非常に難しい。一度担当した職員が戻ってきて係長、課長をするといった形で人事ローテーションを回すことをうまく表現できないか。
- ⑧ 専門家の中でも更に細分化した専門家（感染症、防災、防犯等）が必要になってきている。